

## 公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

### 記

- 1 入札に付する事項 「重油(バルク)240,000L以下4点」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和8年6月1日(月) 11時30分  
※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。  
(郵送後、会計隊へ連絡すること。)  
※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
- 4 入札場所 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室
- 7 参加条件 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当事については参加できない。  
(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。  
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント(軽減税率対象品目は8パーセント)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 保証金等 (1) 入札保証金: 予決令第77条第1項第2号により免除  
(2) 契約保証金: 予決令第100条の3第3号により免除  
(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(落札価格の100分の5)を徴収する。)
- 10 入札の無効 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項 物品売買契約(請書)条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 13 納期 令和8年7月31日(金)
- 14 納地 航空自衛隊奥尻島分屯基地(北海道奥尻郡奥尻町宇湯浜)
- 15 説明会 無
- 16 落札決定方式 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 17 その他 (1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。  
(2) 入札参加者は、入札前までに競争参加資格(写)を提出するものとする。  
ただし、当該年度に有効な競争参加資格通知書(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)  
(3) 入札室への入室は、入札開始時間の15分前からとする。  
(4) 本入札に関する内訳書等については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。
- 18 照会先 〒066-0044  
北海道千歳市平和無番地  
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班  
千歳基地HP: <http://www.mod.go.jp/asdf/chitose/acs/>  
T E L : 0123-23-3101(内2753)  
F A X : 0123-23-3382(直通)  
担 当 : 安田



# 委任状

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に ○ の付記のある  
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名:重油(バルク)240,000LI以下4点

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)  
(会社名)  
(代表者名)

受任者 (住所)  
(会社名)  
(代理人)



奥尻島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	9140-412-4648-5T	仕様書番号	
品名又は件名	重油（バルク）	29警隊LPS-P91157-11	
		承認	平成26年 1月 22日
		作成	平成26年 1月 22日
		改正	令和 6年 11月 13日
		作成部隊等名	第29警戒隊
		ホームページ	⓪掲載 不掲載

1 総則

適用範囲

本仕様書は、奥尻島分屯基地において使用する重油について規定する。

2 製品に関する要求

- (1) 防衛省仕様書（DSP K 2210F）
- (2) 防衛省仕様書改正票（DSP K 2210F (2)）

3 納入方法

- (1) 契約相手方が官側まで来基して、納入するものとする。
- (2) 納入については、ローリー渡しによる分割納入とする。

4 検査等

航空自衛隊調達規則及び仕様書に基づき行う。

5 品質保証

- (1) 当該物品の品質保証のため、契約相手方は試験成績表を添付するものとする。
- (2) 当該物品の納入に関わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。

6 安全管理

納入作業の安全管理は、契約相手方が責任を負い、常に安全に留意して事故防止に努めるものとする。

7 その他

- (1) 本契約の間において、器材及び物品並びに施設等を破損又は損傷等させた場合は、契約相手方の負担とし、破損又は損傷前の状態に復帰させるものとする。
- (2) 契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。

文書管理者：第29警戒隊長 作成年月日：2024. 11. 6 保存期間：特定日以後5年  
 保存期間満了時期：未定 枚数：4枚 配布先：第2航空団契約担当官

## 防衛省仕様書

D S P

K 2210F

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特種	1号	9140-299-0191-5	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	
	2号	9140-299-0192-5	
1種	1号	9140-299-0163-5	JIS K 2205の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	
	2号	9140-412-4648-5	硫黄分を除き、JIS K 2205の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

JIS K 2205 重油

JIS K 2249 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

NDS Z 0001 包装の総則

## b) 仕様書

DSP Z 1002 鋼製ドラム, 200L

## c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

## 2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は、JIS K 2205の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は、JIS K 2205の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

### 3 品質保証

検査は、JIS K 2205によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

#### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249により、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

#### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

# 防衛省仕様書改正票

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2210F(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2210F(重油)についてのものであり、DSP K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2210Fと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

“JIS K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“JIS K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法

JIS K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひよう法

JIS K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法

JIS K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に

改める。

### 1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

### 5.1 測定結果

“測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を

“測定結果は、JIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

### 5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を

“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

奥尻島分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	9130-299-0124-5T	仕様書番号	
品名又は件名	ガソリン (バルク)	29警隊LPS-P91158-11	
		承認	平成26年 1月 22日
		作成	平成26年 1月 22日
		改正	令和 6年 11月 13日
		作成部隊等名	第29警戒隊
		ホームページ	⓪ 掲載 不掲載
<p>1 総則 適用範囲 本仕様書は、奥尻島分屯基地において使用するガソリンについて規定する。</p> <p>2 製品に関する要求 (1) 防衛省仕様書 (DSP K 2204E) (2) 防衛省仕様書改正票 (DSP K 2204E (2))</p> <p>3 納入方法 (1) 契約相手方が官側まで来基して、納入するものとする。 (2) 納入については、ローリー渡しによる分割納入とする。</p> <p>4 検査等 航空自衛隊調達規則及び仕様書に基づき行う。</p> <p>5 品質保証 (1) 当該物品の品質保証のため、契約相手方は試験成績表を添付するものとする。 (2) 当該物品の納入に関わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。</p> <p>6 安全管理 納入作業の安全管理は、契約相手方が責任を負い、常に安全に留意して事故防止に努めるものとする。</p> <p>7 その他 (1) 本契約の間において、器材及び物品並びに施設等を破損又は損傷等させた場合は、契約相手方の負担とし、破損又は損傷前の状態に復帰させるものとする。 (2) 契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。</p>			

文書管理者：第29警戒隊長 作成年月日：2024. 11. 6 保存期間：特定日以後5年  
保存期間満了時期：未定 枚数：4枚 配布先：第2航空団契約担当官

防衛省仕様書  
自動車ガソリン  
(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P  
K 2204E  
制定 昭和 47. 4. 13  
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

#### 4 出荷条件

##### 4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

##### 4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

##### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

#### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

##### 5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

##### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P  
K 2204E(2)

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、DSP K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、DSP K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

JIS K 2202	自動車ガソリン
JIS K 2249-1	原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
JIS K 2249-2	原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひよう法
JIS K 2249-3	原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
JIS K 2249-4	原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表
NDS Z 0001	包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249-1、JIS K 2249-2、JIS K 2249-3又はJIS K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

奥尻島分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	9140-299-0202-5T	仕様書番号	
品名又は件名	課税軽油（1号バルク）	奥分基LPS-P91601-2	
		承認	令和6年4月25日
		作成	令和6年4月15日
		改正	令和7年5月16日
		作成部隊等名	第29警戒隊
		ホームページ	⓪ 掲載 不掲載
<p>1 総則 適用範囲 本仕様書は、奥尻島分屯基地において使用する課税軽油について規定する。</p> <p>2 製品に関する要求 (1) 防衛省仕様書（DSP K 2209E） (2) 防衛省仕様書改正票（DSP K 2209E(2)）</p> <p>3 納入方法 (1) 契約相手方が官側まで来基して、納入するものとする。 (2) 納入については、ローリー渡しによる分割納入とする。</p> <p>4 検査等 航空自衛隊調達規則及び仕様書に基づき行う。</p> <p>5 品質保証 (1) 当該物品の品質保証のため、契約相手方は試験成績表を添付するものとする。 (2) 当該物品の納入に関わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。</p> <p>6 安全管理 納入作業の安全管理は、契約相手方が責任を負い、常に安全に留意して事故防止に努めるものとする。</p> <p>7 その他 (1) 本契約の間において、器材及び物品並びに施設等を破損又は損傷等させた場合は、契約相手方の負担とし、破損又は損傷前の状態に復帰させるものとする。 (2) 契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。</p>			

文書管理者：第29警戒隊長 作成年月日：2025. 5. 16 保存期間：特定日以後5年  
保存期間満了時期：未定 枚数：4枚 配布先：第2航空団契約担当官

## 防衛省仕様書

## 軽油

(DIESEL FUEL)

D S P  
K 2 2 0 9 E

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品—密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は $-5^{\circ}\text{C}$ 以下, 目詰まり点は $-2^{\circ}\text{C}$ 以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は $360^{\circ}\text{C}$ 以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は,  $15^{\circ}\text{C}$ における容量(L)とする。ただし, パルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9によって, 密度( $15^{\circ}\text{C}$ ) $\text{g}/\text{cm}^3$ を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2 2 0 4に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a)以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P  
K 2209E(2)  
制定 昭和48年3月30日  
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、DSP K 2209E(軽油)についてのものであり、DSP K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はDSP K 2209Eと併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひよう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、J I S K 2249-1、J I S K 2249-2、J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

奥尻島分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	9140-165-6725-5P	仕様書番号	
品名又は件名	免税軽油（1号バルク）	奥分基LPS-P91602-2	
		承認	令和6年 4月 25日
		作成	令和6年 4月 15日
		改正	令和7年 5月 16日
		作成部隊等名	第29警戒隊
		ホームページ	⓪掲載 不掲載

1 総則

適用範囲

本仕様書は、奥尻島分屯基地において使用する免税軽油について規定する。

2 製品に関する要求

- (1) 防衛省仕様書（DSP K 2209E）
- (2) 防衛省仕様書改正票（DSP K 2209E(2)）

3 納入方法

- (1) 契約相手方が官側まで来基して、納入するものとする。
- (2) 納入については、ローリー渡しによる分割納入とする。

4 検査等

航空自衛隊調達規則及び仕様書に基づき行う。

5 品質保証

- (1) 当該物品の品質保証のため、契約相手方は試験成績表を添付するものとする。
- (2) 当該物品の納入に関わる不具合事項が発生し、その原因が契約相手方の責に基づくものと明らかに認められた場合は、契約相手方は無償で保証の責を負うものとする。

6 安全管理

納入作業の安全管理は、契約相手方が責任を負い、常に安全に留意して事故防止に努めるものとする。

7 その他

- (1) 本契約の間において、器材及び物品並びに施設等を破損又は損傷等させた場合は、契約相手方の負担とし、破損又は損傷前の状態に復帰させるものとする。
- (2) 契約相手方は、本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。

文書管理者：第29警戒隊長 作成年月日：2025. 5. 16 保存期間：特定日以後5年  
保存期間満了時期：未定 枚数：4枚 配布先：第2航空団契約担当官

## 防衛省仕様書

## 軽油

(DIESEL FUEL)

D S P  
K 2 2 0 9 E

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

## 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類	物品番号	納入区分	注記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点、流動点、蒸留性状90%留出温度及び目詰まり点を除き、J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

## 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

## 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム、200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

## 2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は、J I S K 2 2 0 4の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は、J I S K 2 2 0 4の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は、J I S K 2 2 0 4の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は、J I S K 2 2 0 4の2号による。ただし、引火点は61℃を超えるものとし、流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き、流動点は-5℃以下、目詰まり点は-2℃以下とする。また、蒸留性状90%留出温度は360℃以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は、J I S K 2 2 0 4の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は、J I S K 2 2 0 4の特3号による。

## 3 品質保証

検査は、J I S K 2 2 0 4によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

## 4 出荷条件

### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1 0 0 2に規定する塗料、塗色とする。

### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

## 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

### 5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2 2 4 9によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

### 5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2 2 0 4に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

# 防衛省仕様書改正票

## 軽油

(DIESEL FUEL)

D S P

K 2209E(2)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E(軽油)についてのものであり、D S P K 2209E(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209Eと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

### 1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

### 5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

### 5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室